

敗戦後日本における性教育の展開とその実践 —学校教育における保健教育との関連で—

田代美江子

I. はじめに

本研究の目的は、敗戦後から現在に至るまでの日本の性教育の歴史を詳細に検討することにより、日本の性教育の特徴と問題点を明らかにすることにある。

報告者は、これまでの取り組みの中で、敗戦直後から進められた社会教育における純潔教育施策について、その社会的背景を含め明らかにしてきた¹⁾。また、学校教育においても、純潔教育実践がなされていたことについて、特に1965年に開催された全国純潔教育研究集会を中心に、分析・検討を進めてきた²⁾。

本報告では、学校教育の中で展開された性教育について、さらにその実態を解明する。具体的には、第1に、敗戦後の学習指導要領、特に健康教育と性教育の関連を押さえ、第2に、全国純潔教育研究集会の実践記録や他の指導計画、また、全国集会に参加した教師からの聞き書き調査等により、学校の中で実践された性教育、純潔教育の具体的内容について検討する。それによって、学習指導要領では「性教育」として位置づけられたはずのものが、実際には、「純潔教育」として学校教育に持ち込まれた経緯とその問題点について明らかにしたい。

II 学習指導要領の発行と性教育

(1) 敗戦後の保健科教育の成立

敗戦後の日本において、社会教育の施策として純潔教育が進められる一方で、学校教育においては、健康教育の一環として性教育が位置づけられつつあった。まずはじめに、性教育・純潔教育と接点を持つことになる戦後の学校保健教育が、戦後どのように形成されていったのか、またその特徴について簡単にみておこう。

47年、文部省により、アメリカ教育使節団の勧告に基づき、敗戦後初めての学習

指導要領が発行された。それは、戦前の教授要目、国定教科書教師用書に替わるものとして、学校の教育課程の基準を示すものであったが、「試案」という言葉が付されており、子どもの要求と社会の要求に応じて、教師自身が研究をし、教育を作り上げていくことが期待されていた。

この年、あらゆる教科の指導要領が出された中で、『学校体育指導要領』も、戦後の日本における学校体育の基本的方向を示すものとして公布されたが、それはまた、「保健教育に関する文部省の最初の指針」として位置づけられている。その「はしがき」には、「わが国が、民主国家として新しく出発するにあたって、最も重要なことは国民の一人一人が、健全で有能な身体と、善良な公民としての社会的、道徳的性格を育成することである。／体育はこの目的を達するために必要な技能や知識を修め、これを実践するのに最も具体的で実際的な機会を与えるものである。／この点からみて、新時代の使命を担うべき青少年学徒を対象とする学校体育は、最も有効で基礎的な教科とすることができる。従って学校体育指導者の責務は重大であるといわなければならない」とある。さらに、「体育の目的」には、「体育は運動と衛生の実践を通して人間性の発展を企図する教育である。それは健全で有能な身体を育成し、人生における身体活動の価値を認識させ、社会生活における各自の責任を自覚させることを目的とする」とあり、具体的な内容項目となっている「体育の目標」には、「(一) 身体の健全な発達」「(二) 精神の健全な発達」「(三) 社会的性格の育成」があげられており、その後の保健教育につながるような内容が示されていることがわかる。

49年には、「体育振興委員会答申」が出され、また「新制中学校の教科と時間数の

改正について」(昭和24年5月28日発学261号学校教育局長通達)等により、中学校、高等学校の体育科が保健体育科に改められ、中学は3年間で70時間、高校は2単位の保健教育が定められるが、教育の指針となる学習指導要領は、この時点では体育編のみであった。51年の『学習指導要領一般編(試案)改訂版』からは、中学・高校とも、「体育」は「保健体育」となり、56年の『高等学校学習指導要領一般編改訂版』、『高等学校学習指導要領保健体育科編改訂版』では、保健に2単位、70時間の指導時間が割りあてられることが明記された。中学校の保健体育科の学習指導要領が出されるのは、58年となる。小学校では5、6年の体育で「体育や保健に関する知識」の指導が年間約10%行われることになった。

(2) 保健教育の内容

学習指導要領が速やかに示されない中で、保健教育のよりどころとなったのが49年に出された『中等学校保健計画実施要領(試案)』の「第5章健康教育」であった。これは、健康教育の計画を立てる場合の参考指針として出されたものであり、授業だけでなく、「学校環境」、「学校生活」、「学校保健事業」など、学校生活全般における健康問題を視野に入れたものとなっている。その序では、「心身ともに健康であることは、教育を実行するための基礎的条件であり、また心身の健康をよりいっそう高めることは、教育実践の目標でなければならない。教育基本法は心身ともに健康な国民を育成すべきことを、教育目的の一つとして取り上げているのは、これがためである」とある。

「健康教育」の内容についても見てみよう。「健康教育の定義と必要性」という節では、「教育基本法では教育の目的として、心身ともに健康な国民の育成を期することになっている」とあり、したがって、学校において「健康教育がなされなければならない」と、その重要性が指摘されている。そして、その目標は、「健康のために必要

な習慣、知識、態度を習得させ、個人、家庭及び社会において最大の幸福と奉仕を基礎となる健康を確保すること」とある。

また、健康教育の留意点として、「1. 教材は生徒の興味を特別にひくものを選ばなければならない。2. 健康に必要な知識を実践に移したいと思うようにしむける。3. 指導した事項を実践に移すことのできるような機会を与える」ことがあげられており、単なる知識の獲得ではなく、健康そのものの増進に力点が置かれていることがわかる。健康教育の方法では、理科、社会科、家庭科、道徳などといった他教科との連携が重視されており、「健康教育は、一つの限られた教科で指導するだけでなく、教科のそれぞれの関係のある場所で徹底的に指導することがより効果的である」とされている。

50年には『小学校保健計画実施要領(試案)』も出されている。これらは、文部省が保健教育についてその理念や目標、内容、方法にわたって体系的に整理した初めてのものであり、その意味では、これらが「戦後の保健教育に於ける一画期」であり、これによって保健教育の基礎が築かれたといえよう。これらの『中等学校保健計画実施要領(試案)』・『小学校保健計画実施要領(試案)』に示された保健教育の特徴としては、第1に、幅の広い保健教育の概念を明瞭に打ち出したことである。これによって、健康教育は学校教育のあらゆる場面で行われるべきものとされた。しかしこのことは、教科との結びつきを希薄にし、健康教育の主体責任が不明確になることで、実際には保健教育がなされないという状況を生み出すことにもなったといえる。第2の特徴は、知識の獲得を軽視する生活経験主義的な保健教育観がその根底にあるということである。これは、戦前の衛生訓練的保健教育観を引き継ぎ、アメリカの経験主義的保健教育理論の影響を受けた「しつけ主義的保健教育」といった指摘がある³⁾。

こうして保健科教育は成立するが、学習指導要領の不備等により、実際に定着するためには多くの課題が残されていた。

(3) 学習指導要領の中の性教育

様々な問題を抱えながらも成立した保健教育の中に、最初の段階から性教育も位置づけられていた。例えば、「保健教育に関する文部省の最初の指針」ともいえる『学校体育指導要領』の「体育の目標」を見てみよう（表1）。（三）の具体的事項には、「性に対する正しい理解」があげられていることがわかる。さらに、「三 発育発達の特質と教材」では、「高等学校」の「衛生」の領域で、具体的内容は示されていないが、「性教育」という用語が使われている。

また、健康教育の具体的内容が示された『中等学校保健計画実施要領（試案）』の中には、さらに性教育と関わる具体的内容が取り上げられている。「健康教育の内容」の中の「呼吸、循環、内分泌とその衛生」の部分でも、「性について正しい理解を与える」ことが指導目標として示されており、さらに、思春期の発達の問題を全面的に扱った「成熟期への到達」が、健康教育の内容として展開されている（表2）。

これを見ると、月経だけでなく射精もその内容に含まれており、思春期の心身の変化について、幅広い学習課題が設定されていることがわかる。指導目標にある、「欲望、衝動及び感情に対する健全な心構え」や、内容の「健全・不健全な男女関係」といった、純潔教育と通ずるものは見られるが、それは「若干の問題」とされており、中心的な課題ではない。あくまでも健康教育の重要な一部として、身体の発達について学習することが重視されている。50年に出された『小学校保健計画実施要領（試案）』においても、健康教育の内容として「身体の成長および発達」といった内容が示され、6年生の後期に位置づけられているが、「男女の差異」や「月経」が内容に含まれている。

文部省もまた、「学校教育における純潔教育が教科の中に位置づけられ、ことに国民義務教育として行われるようになったのは昭和24年である」という見解を示している⁴⁾。さらにこの「成熟期への到達」が

示されたことをもって学校教育における「純潔教育の制度化が始まった」としている。実際、50年4月から、中学・高校の保健では「成熟期への到達」の内容を含む保健の検定教科書が準教科書として使用され、翌年には正式に教科書となったという。ところが、「これに対し学校現場より性器の解剖図その他をあげ、『眠れる子を起こすものである』等性教育への急激な行き過ぎをいうものさえあらわれた」ということで、文部省は、56年によく出された『高等学校学習指導要領保健体育科編』、同年3月の「中学校保健体育科のうち保健学習の指導について」（文部省初等中等教育局長通達）において、「成熟期への到達」の内容を改訂した⁵⁾。

中学校では、(1)心身の発達の特徴、(2)病気とその予防（慢性伝染病、遺伝病）、

(3)健康な身体や精神と生活（生命の維持と身体の内部の変化との関係、精神の健康を守る生活）等に指導内容を分散させ、生殖の解剖生理を具体的に示さないことにした。また、高等学校の保健の内容では、

「(1)高等学校生徒の生活と性問題」という項目の中で、「成熟と男女の性別、月経・妊娠・出産の生理、結婚と健康などを取り扱う」という記述があるだけとなっている。さらにその「備考」では、「(イ)この学習にあたっては、性の純潔に関する道徳を高めることをねらいとして指導にあたること」、「(ロ)この内容の取り扱いにあたっては、男女の性別を考慮して慎重に指導すること」とある。文部省によれば、(2)精神とその衛生（青年の悩みとその解決、青年の基本的欲求と理想）、(3)公衆衛生（伝染病）等も、「成熟期への到達」の内容を継承した者であるというが、その傾向は、身体的な成熟の問題や健康といったことよりも、道徳の観点が強調されている。このような改訂に対して、逆に「学校現場の取り扱いにまかされたということが広くなり過ぎたという不満と、まとまった学習への要望がだされるようになった」ともしているが、「その要望は決して多いものではない」という判断から、学習指導要領が大

表1 47年『学校体育指導要領』「体育の目標」より

二. 体 育 の 目 標

体育の目的から導き出される主なる目標を示せば次のようである。

(一) 身体の健全な発達

次の事項に関する理解と熟練と態度を養う。

1. 正常な発育と発達
2. 循環、呼吸、消化、排泄、栄養等の諸機能の向上
3. 機敏、器用、速度、正確、リズム
4. 力及び持久性
5. 神経系の活力と支配力
6. 仕事にも健康にもよい姿勢と動作
7. 自己の健康生活に必要な知識
8. 疾病その他の身体的欠陥の除去

(二) 精神の健全な発達

次の事項に関する理解と熟練と態度を養う。

1. 体育運動に対する広い健全な興味と熟練
2. 勝敗に対する正しい態度、レクリエーションとしてのスポーツの正しい認識
3. 健康活動の広い知識
4. 身体動作を支配する意志力
5. 状況を分析して要点を発見する力
6. 適切な判断と敢行力
7. 指導力
8. 油断のない活ばつな心のはたらき

(三) 社会的性格の育成

次の事項に関する理解と態度と実践力を養う。

1. 明 朗
2. 同情——他人の権利の尊重
3. 礼 儀
4. 誠 実
5. 正義感——フェアプレー
6. 団体の福祉及び公衆衛生に対する協力
7. 性に対する正しい理解
8. 克己と自制
9. 法及び正しい権威に対する服従
10. 社会的責任を果す能力
11. 状況に応じてよい指導者となり、よい協力者となる能力

表 2 49 年『中学校学校保健計画実施要領（試案）』「健康教育の内容」より

十 成熟期への到達

(一) 指導目標

1. 青年期の発達の種々相についての理解を深める。
2. 青年期に通常起る多くの慾望、衝動及び感情に対する健全な心構えを与える。
3. 遺伝、子孫の永続及び子孫の向上発展に関する事実についての理解を与える。

(二) 指導内容

1. 成熟の過程について。
2. 青年期に起る身体上の変化について。
 - イ. 身長が増大と成人としての釣合の発達。
 - ロ. 内分泌腺系統の調整。
 - ハ. 男性の生殖系統はどんな性質のものか。
 - ニ. 女性の生殖系統はどんな性質のものか。
 - ホ. 月経とは何であるか。それについて知っておくべき大切なことがらは何か。
 - ヘ. 月経閉止とは何か。
 - ト. 精液射出とは何か。
3. どうして、子孫を永続させるか。またこの問題についてわれわれが知っておくべきことがらは何か。
 - イ. 新生の個体は一つの卵と一つのスパームとの所産である。
 - ロ. 双生児の原因は何か。
 - ハ. 子供がどのようになるかを決定するものは何か。
4. われわれが関心をもたねばならない性に関連した若干の問題。
 - イ. 健全な男女関係。
 - ロ. 不健全な男女関係。
5. 遺伝とは何か。

(三) 学習活動

1. 十二歳の子供と十六歳の青年との相違点とすべて彼等の考え得る限り生徒たちに列挙させること、これらの相違点はどのように分類され得るか。
2. 特殊専門事項や極端な異常に重点をおかないようにして、内分泌腺について簡単に討論すること。
3. 月経に関して存在している迷信と奇妙な思想とを討論すること。
4. 月経の苦痛を除去する上に役立ち得る運動の種類を討議し実地教示すること。
5. 月経期間中何故に清潔がそれ程重要であるかを討議すること。
6. 何故に女子は月経期間中に水泳プールを使用しないようにわれわれは勧告するか。
7. すべての高等動物の生活における生殖過程の類似点を指摘すること。
8. 赤子が「母親から受ける特徴」を討議すること、この点に関するすべての旧来の思想を生徒に収集させること。

(四) 結果の考査

1. 成熟期の過程にはどんな変化が起るか。
2. 青年期にはどんな身体上の変化が起るか。
3. 内分泌腺とはか。それはどんな機能を有するか。
4. 男性、女性の生殖系統はどんな性質のものか。
5. 月経とは何であるか。
6. 月経時の衛生について、どんな点について注意しなければならないか。
7. どうして子孫を永続させるか。
8. 遺伝とは何か。

きく改訂された 58 年の段階でも、「学校における純潔教育は、各教科、道徳、特別教育活動、学校行事の 4 領域（高等学校にあっては道徳をのぞく 3 領域）のすべてにおいて行われる指導であるが、さらには教育相談、家庭訪問というような上記教育過程以外における指導に負うところも大きいことを忘れてはならない」といった形で、「成熟期への到達」に示された内容は分散、縮小していった。

こうした性教育・純潔教育の内容が縮小されていくという状況の背景として、性に対する抵抗感やタブー視は確かにあったと思われる。しかし、これは、性教育だけの問題に限ったことではなかった。それは、例えば『実施要領』に示された健康教育の内容に対して、「人体の生理」や「人体の病理」に対しては「医学への深入り」しており、「生活からの遊離」しているといった批判があり⁶⁾、68～70 年にかけての改訂では、「内容の精選」を名目に性教育に限らず、健康教育において重要と思われる内容が削られていったという。つまり、健康教育の内容そのものも、特に科学的内容を中心に削減の傾向にあったのである。性教育の内容の消失は、こうした健康教育そのものの問題性を反映した結果でもあった。加えて、健康教育が学校教育のあらゆる場面で行われるべきものとされたことで、その主体責任が曖昧になり、実際には保健教育がなされないという状況と同様の状況に、性教育もまた置かれることになったのである。

Ⅲ 学校教育における性教育・純潔教育実践 (1) 学校教育において展開された純潔教育

社会教育における純潔教育は敗戦直後からその施策が進められ、学校教育における性の問題を含む健康教育にしても、すでに 50 年前後には学習指導要領に具体的に表れていた。上で見てきたように、学校教育において、特に保健教育を中心に展開される前提が整ったかに見えた性教育であったが、現実には、保健教育の限界とともに、性教育が定着するには多くの障害が残され

ることになった。

しかし一方で、文部省の研修指定校、研究推進地域の指定などにより、純潔教育の実践への取り組みが各地で進められるようになった。65 年に宇都宮市で開催され、1200 人以上を集めて大成功をおさめた第 1 回全国純潔教育研究集会（以下、研究集会とする）⁷⁾は、そうした研究成果の発表の場であった。この規模の大きさを支えたひとつの要因として、同時期、純潔教育の研究にとりくむ学校が全国的に存在していたことがあげられる。全国集会の出席者名簿をみると、栃木県内の参加者がほぼ 8 割を占めていたが、他の 23 都道府県からも参加者が集まっていた。このことも、純潔教育実践への期待や要望が大きかったことを表していると考えられる⁸⁾。

69 年に、兵庫県立教育研修所が行った調査⁹⁾によると、65 年度以降、性教育の研究指定校、自主研究校は 20 都道府県にわたって小学校から高校まで 50 校弱ある。また、文部省をはじめ、20 以上の都道府県の、県・市・区の教育委員会、教育研究所、学校保健会などが、複数冊の指導書、手引き、研究冊子を出している。これらの研究冊子や指導書、手引き書のほとんどが、性教育ではなく「純潔教育」という名称を使っている点にも、学校教育において性教育ではなく純潔教育という言葉が使用されていたことがわかる。また、同調査によれば、大阪府の公立小・中・高校 631 校のうち、実際に具体的な取り組みをしている学校は少数であり、性教育の総合的なカリキュラムを持って実践している学校は 10 % ほどである。半数強の学校は「必要に応じて臨時に時間を設けている」程度となっている。誰が性教育の担当者かといった調査結果では、小学校では、保健主事・養護教諭が 70 % 近くを占め、初経教育がその主な内容であることが予想できる。高校では、教科担任が 6 割以上を占め、保健や家庭科の保育分野、理科などが具体的な実践の場であったと考えられる。

こうした調査からも明らかなように、学習指導要領においては、保健科教育を中心

に性教育という名称で扱われていたはずのものが、実際の現場においては、純潔教育という名称で実践されていたことがわかる。

(2) 性教育と純潔教育の関係

ではなぜ、純潔教育という名称で学校教育における性教育がすすめられたのか。ひとつには、学習指導要領には性教育という名称を使いながらも、文部省はあくまでも純潔教育という名称を優先したからである。もともと文部省は、『純潔教育基本要綱（以下『基本要綱』とする）』（1949）において、「純潔教育は単に性教育の部面にとどまることなく、一般道徳教育、公民教育、科学教育、芸能文化教育との連関において…」というように、純潔教育が性教育を包含するものとしてとらえている。また『純潔教育の普及徹底に関する建議（以下、『建議』とする）』（1955）でも、「わが国では『性教育』という言葉が一般化されていない関係から、平明な使いやすいほうがよい。ということと、『性教育』という言葉の印象からは、極くせまい意味に受取られるおそれがありはしまいか、という二つの点からこの名称が使われてきた」とあり、性教育という用語に対して否定的な印象を示している。

しかし、この『建議』の段階では、「『性教育』と『純潔教育』とは相違があるわけではない」と明記されており、『基本要綱』で示されていた純潔教育を性教育より広いものとするとは異なっている。ただし、『基本要綱』の時点でも、そこに附されていた安藤画一による「性教育のあり方」では、「一・性教育とは男女性関係を合理化するための啓蒙をいう。二・性教育とは男性女性間の精神的および肉体的関係を正しくせしめるための啓蒙または対策をいう。」と定義されており、「純潔教育は性教育の一部―主として性道徳―を教育の対象とするもの」というように、性教育の方をより広いものとして把握する見解が示されている。

文部省関係の文書の中でさえ、性教育と

純潔教育の関係についてはこうした混乱が見られる。これは、純潔教育委員会・審議会・懇談会のメンバーがそれぞれの立場をとっていたことによるが、性教育と純潔教育の関係にはあらゆるものが見られる。つまり、①純潔教育＝性教育とするもの、②性教育は純潔教育の一部であるとするもの、③純潔教育は性教育の一部であるとするもの、④純潔教育と性教育はそれぞれの領域を持つとするもの、といった把握である（表3）。

(3) 学校教育における純潔教育・性教育の実践

次に、学校教育における性教育・純潔教育の実践の内容について具体的に検討したい。検討する資料は以下の通りである。

- A. 宇都宮市教育委員会指定研究校 宇都宮市立錦小学校『昭和 39 年度 純潔教育研究紀要（中間発表）－小学校における指導計画とその実際－』
- B. 宇都宮市教育委員会指定研究校 宇都宮市立一条中学校『昭和 39 年度 中学校における純潔教育指導計画と実践記録』
- C. 和歌山市立教育研究所『中学校における純潔教育』1964 年
- D. 京都市立高等学校保健体育研究会 京都市立西京高等学校 藤家英正『純潔教育の参考』
- E. 京都府立山城高等学校教諭 黒川義和『思春期問答スライド』自由国民社、1963 年
- F. 大島正雄・大塚二郎・木村武子・木村萬平・小見山栄一・富沢功・福岡武男・堀秀彦・望月衛『性教育はどのように行うか』講学館 1953 年

A と B は全国集会開催の契機となった研究指定校であり、全国集会の前にまとめられた研究成果の記録である。全国集会は、この 2 校の発表の場を設けるということで開催されたという経緯がある。C は、和歌山市立教育研究所が数年にわたって純潔教

表 3 純潔教育と性教育の関係

『純潔教育基本要綱 附 性教育のあり方』 文部省純潔教育委員会 1949 年	純潔教育は、単にいわゆる性教育の部面にとどまることなく、同時に一般道徳教育、公民教育、科学教育、芸能文化教育との連関において、およそ左の点に目的をおき総合的に推進すること。 (一) 社会の純化をはかり男女間の道徳を確立すること。 (二) 正しい生化学知識を普及し、性道徳の高揚をはかること。 (三) レクリエーションを奨励し、健全な心身の発達と明朗な環境をつくること。 (四) 宗教、芸術、その他の文化を通じ、情操の陶冶、趣味の洗練をはかること。	②
附 性教育のあり方 安藤画一	一 性教育とは男女性関係を合理化するための啓蒙をいう。 二 性教育とは男性女性間の精神のおよび肉体的関係を正しくせしめるための啓蒙または対策をいう。 純潔とは性的純潔の意であつて、男女間の肉体的関係が性道徳の定むる基準に合致するをいい、純潔教育とは、純潔の意義とその実行方法とを教えることをいうのであります。したがって、純潔教育は性教育の一部—主として性道徳—を教育の対象とするものであります。	③
『学校における純潔教育の理論と実際』岩原拓（学校衛生研究局長） *『実施要領』の編集委員の一人 第一出版株式会社 1951 年	性教育の内容は、…純潔教育と衛生教育とに分けて考えることができる。 純潔教育は貞操教育と同義といつてもよいことになる。	③
『性教育はどのように行うか』大島正雄・大塚二郎・木村武子・木村萬平・小見山栄一・富沢功 福岡武男・堀秀彦・望月衛講 *大塚と望月は純潔教育審議会のメンバー 講学館 1953 年	純潔教育の分野は、男女の理解と協力、男女交際、恋愛、結婚性病予防に対する啓蒙 性教育は動植物の成長、生物と無生物、生物と人類、男性と除せ、性と遺伝の知識、男性の精通期、月経、性器、生殖 計画産児（受胎調節）、妊娠、分娩、胎児、育児、性機能と疾病…	④
『純潔教育の普及徹底に関する建議』文部省 1955 年	『性教育』と『純潔教育』とは相違があるわけではない。	①

育の研究に取り組んだ成果であり、カリキュラムからテキスト、具体的な実践記録も記載されている報告書である。DとEは、全国集会に参加した黒川義和先生が、性教育を実践されていたときの西京高校の記録である。Eは書籍として出版されたもので問答という形式にはなっているが、西京高校での実践が元になっており、高校での性教育の実践内容を確認することができる。

Fは、純潔教育審議会のメンバーであった大塚二郎、望月衛らによるもので、53年に出されている。本書は、教員もメンバーに加わり、具体的な実践が示されている。審議会のメンバーが参加しながら、書名においても、また内容においても一貫して性教育という用語を使っている点は象徴的である。しかし本書と同時にテキストとして編纂されたものは、『純潔教育テキスト 4巻』と、純潔教育という用語が使われている。本書は、純潔教育を実践する際にかなり参考にされたのではないと思われる。例えば、西京高校の『純潔教育の参考』に参考文献としてあげられていたりする。

ここでは、A、Bに限定し、特に保健教育との関係を意識しながら、小・中学校の実践を検討していきたいと思う。また、全国集会後に発行された『純潔教育の実践』では、実践に対してどのような議論が行われたかといった記録が残っている。その記録についても、どのような議論があったのか確認したい。この2校は、純潔教育の実践に取り組む前に、保護者や生徒の実態調査を行なっている。以下では、こうした事前調査もふくめて検討していきたいと思う。

①小学校の実践

〔実態調査〕

錦小学校では、純潔教育を進めるにあたっての参考資料として、保護者と児童を対象とした調査を行っている。PTA会員480人を対象とした調査では、1.性意識の実態、2.家庭環境の実態と問題点について尋ねている。1で「子どもの質問したこと」「性

的行動場面」などについて記入するものとなっており。「赤ちゃんはどこから生まれるの」「なぜ女・男にうまれたの」「どうしてお母さんに（お父さんに）にているの」「どうしてふたごが生まれるの」といった質問が出ていることや、その質問をした時の子どもの年齢、どう答えたかなどが明らかになっている。2の家庭環境では、「父母の教育程度」「保護者の職業」「家族構成」などについて明らかにされている。子どもを対象とした「本校児童の月経に関する調査」では、6年生女子が対象にされ、「メンスの知識」「初潮発生月状況」などの統計がとられている。保護者の調査では、提出者が81%、そのうち回答のあったものが68%となっている。調査そのものに「反響が大きかった」とあり、「こんな調査を学校がするとは」といった批判もあったことが記されている。

〔純潔教育の基本方針〕

- 1.人間尊重の精神に立ち、愛情と信頼、尊厳、平等、協力、克己の観念をつちかう。
- 2.教育の全体構造の中に正しく位置づけ、教育課程を編成する。
- 3.特に、心と、身体の面から、主体的に目標をとらえ、指導内容を考える。
- 4.道徳教育を基底として考え、各領域の関連事項を系統的、計画的に行う。
- 5.家庭、社会、関係諸機関との協力体制を確立する。

〔純潔教育の基本目標〕

- 1.清潔感を育て深める
- 2.男女協力の態度を育成する
- 3.身体の発育について正しく理解させる

〔各領域・教科との関係〕

小学校の純潔教育は国語、社会、理科、音楽・図工、家庭、体育、道徳といった教科の他に、学級会、児童会、クラブ、学校行事、生活指導、保健指導との関連で扱われることになっている。基本目標の3に当たる部分が、どのような具体的題材で扱われているか見ると、性の生理的、科学的な

側面について扱っているのは、学校行事等の領域のみであり（表 4）、男女差を教えることに終始している観がある。道徳の領域でも「男女の特性」などとして、その特性に基づいて「立場」などの違いも理解させるといった内容がみられる。

②中学校の実践

〔実態調査〕

一条中学校でも「本校純潔教育のための基礎資料」として「生徒の実態」について調査を行っている。調査の内容は多岐にわたっており、異性についての「悩みの調査」、「性教育に対する実態調査」、「生理（メンス）調査」「男子生徒の性的成熟」調査、「態度調査」、「性被害に関する調査」が行われている。「性教育に対する調査」では、「どんなことに興味があるか」、「どんなことを知っているか」などについて尋ねている。また、「メンス調査」では、「生理時の苦痛」などについても詳細にきいており、「男子生徒の性的成熟」では、精通の経験や、「精通をオナニー迎えたもの」の統計もとっている。

〔純潔教育の基本方針〕

（宇都宮市教育委員会の提示する純潔教育の指導理念をふまえ）中学校の純潔教育は、青年期に入つた生徒を対象とするものであるから、心身の変化や「成熟期への到達」の現象を正しく理解することを基礎とし、成長にともなう不安感を解消し、正しい男女間の人間関係を体得し、性に関するいろいろの問題に対処する望ましい態度をつくることを重点的なねらいと考えた。

〔純潔教育の基本目標〕

1. 発達段階に即して、心身の成長や、成熟の現象について、正しい科学的な理解をさせる。
2. 清潔感や、性に対する正しい感覚や観念を養い、純潔観を育成する。
3. 男女の特性を互いに理解しあい、敬愛し、協力する態度を養う。

〔各領域・教科との関係〕

中学校では、道徳、学級活動、保健体育、学校行事等が中心領域として位置づけられており、国語、社会、理科、クラブ活動、その他の領域は関連領域とされている。保健体育のねらいを見ると、「男女の心身の発達の特徴と生理作用に対する処置および協力する態度をやしなう」とされている。また社会では「男女平等の尊さを理解させ」といった人権と関わる純潔教育のねらいが位置付けられている。

全体的には、基本目標の 3 にあたる道徳で扱われる内容が圧倒的に多く、その場合、「男女の相互理解と協力」といった内容に終始している。また、男女交際の問題も多く取り上げられるようになり、「男女の信頼、協力、愛情」などの理解が指導目標とされている題材も多い。中学には保健科があり、理科などと合わせて、基本目標の 1 にあたる題材も取り上げられてはいるが、全体から見れば少ない。社会的視点からの男女平等の問題や、性情報の問題が題材としてあげられているのは、小学校にはなかった特徴である（表 5）。

③実践をめぐる議論

ここでは、表 4 にある、1 年生のある「おおきくなりたいなあ」という題材の実践に対して、どのような討議が行われたかを見ておこう。この実践は、「1 年生にも性のちがいをおしえる」ということで行った授業ではあるが、「男の子と女の子と同じところはどこだろう」という設問はあったが、ちがいをたずねる設問はなく、トイレの違いという観点から性差を扱うというものであった。授業についての研究会では、「排泄器のちがいが言葉となって、ずばりでてきてもいいのではないか」といった意見に対し、「教師が平然と、その言葉で授業をすすめることができるだろうか」といったためらいも出されている。また、「性のちがいを知らせて、今後どうするのかを見きわめることが、大切な問題であるが、そこが難しい」といった意見が多数だされたという。「男女の性器そのもののちがいを、

表 4 宇都宮市教育委員会指定研究校 宇都宮市立錦小学校『昭和 39 年度 純潔教育研究紀要（中間発表）－小学校における指導計画とその実際－』より抜粋

学年	月	領域	題材と主題	指導目標
1	5	学校行事等	おおきくなりたいなあ ・成長、個人差	男女のちがいを意識させる
2	4	学校行事等	私たちのからだ ・成長 ・個人差(健診)	男女のちがいを理解する
3	4	学校行事等	けんこうしんだん ・成長 ・個人差(健診)	わたしたちのからだの発育について正しく理解させる
	9	学校行事等	私たちのからだ ・男女差	〃
4	5	学校行事等	けんこうしんだん ・男女差	自分のからだの成長について、正しい知識と理解をもつ
	6	学校行事等	わたしたちのからだ ・からだの特徴	〃
5	4	学校行事等	わたしたちのからだ ・成長 ・個人差(健診)	わたしたちのからだの発育について正しく理解させる
	3	学校行事等	私たちのからだ ・男女差 ・初潮(女)	〃
6	4	学校行事等	私たちの生理(女子のみ) ・女性のからだの特質 ・月経の生理的意義 ・処置と心構え	〃
	6	学校行事等	わたしたちのからだ ・からだのつくりの男女差 ・からだの作りの疑問点	〃

表 5 宇都宮市教育委員会指定研究校 宇都宮市立一条中学校『昭和 39 年度 中学校における純潔教育指導計画と実践記録』より抜粋

学年	月	領域	題材と主題	指導目標
1	4	学校行事等	健康診断	人間の成長発達の段階を理解することによつて心身共に健全な成長と発達に留意する態度を養う。
	5	学級活動	人間の成長と私たち（心身の発達） 私たちのからだ	正しい美しい心と健全な「からだ」を育てる。
	9	学校行事等	体力測定	男女両性の身体とここの相違を理解させ相互にその特徴を認め合つて愛情と信頼、尊敬と平等の観念を培う
2	7	その他の領域	マスコミュニケーション（性犯罪とその防止）	現在の危険な社会的風潮から自分を守るため胃必要な知識を与え、危険を未然に防ぐ態度を身につけさせる。
	9	理科	内分泌（成長ホルモンのはたらき）	
	1 1	保体	心身の発達と栄養	第二性徴としての発達、男女の際について理解させる。
	1 2	学活	自分の身体 自分の人柄（心身の変化）	おとなになるまでの心身の変化や発達をりかいし健全で希望に燃えて生活する態度をやしなう。
				結婚が両性の合意にのみ基づくことを理解させる。
3	4	社会	基本的人権尊重（男女平等 民主的な人間関係）	動物の受精の過程を知る。 子が親になぜ似るか。
	5 6	理科	有性生殖 発生	性病についての概略の知識と遺伝について理解させる。また結婚に際して診断書の交換などについて理解させる
	5 6	保体	主な伝染病とその予防 皮ふ病 らい病 性病	
	2	その他の領域	新しき出発	身体の成熟と精神の成熟について理解させる。 女生徒の場合、生理と労働条件との関係について理解させる。 性病について専門的ではないが一般的な内容について理解させる。

教室学習の中でも、ずばり取り扱う技術なり、指導法なりが、今後、どうすれば開拓されていくだろうか。また、排泄器と性器を機能的に異なったものとして、考えられないこのころの子どもたちには、この程度でもよいであろうか等々」といった問題について、議論があったが、結論は出ずに、今後に残されたとある。

学校教育における性教育・純潔教育は、保健体育の成立と保健教育の具体的内容の提示によって進められていくが、その内容の中心は「成熟期への到達」ではなかった。文部省が「成熟期への到達」をもって学校教育に「純潔教育の制度化が始まった」との認識を示していたように、敗戦後進められてきた純潔教育が、学校教育の中に持ち込まれることになったのである。性教育・純潔教育に精力的に取り組んだ学校の実践を見れば、確かに、子どもたちの実態に基づき、成長発達についての科学的な知識を提供し、それによって男女の平等な関係を育もうとする実践も多く見られる。しかし、全体から見れば、道徳で取り組まれるような純潔教育の内容が圧倒的に多く、また、科学的知識そのものも、純潔教育のために必要だという認識が強かったといえる。

IV. おわりに

これまで見てきたように、学習指導要領の制定により、学校教育において「性教育」が位置づけられつつあったのにもかかわらず、実際に学校現場で実践されたものは「純潔教育」だった。すでに見てきたように、こうした状況を生み出した要因のひとつは、保健教育、健康教育そのものが抱えていた限界に起因するものであった。つまり、保健教育・健康教育の時間数そのものの少なさ、科学的内容の削減、責任主体の曖昧さによって、保健教育そのものが重要な教科として十分に機能しなかった。したがって、そこに含まれていた性教育の内容は当然ながら、定着することはなかったのである。

もう一つの大きな要因は、学校教育における純潔教育実践の盛り上がりそのもの

が、文部省、各教育委員会主導による研究指定校などによる取り組みに支えられていたということである。当時、性教育・純潔教育実践に取り組んでいた教師たちにとって、その名称はあまり意味を持たなかったのではないか。むしろ教師たちは、与えられたものに懸命に取り組んでいたという印象が強い。

私自身は、当初、性教育という名称に対する抵抗感が、純潔教育という名称を使う原動力となったのではないかという仮説を立てていた。しかし実際は、性に関する教育に抵抗感がある者にとっては、性教育だろうと純潔教育だろうと、その名称にかかわらず、その抵抗感をぬぐい去ることはできなかったと考えられる¹⁰⁾。そして、純潔教育に取り組んでいた多くの教師たちは、その名称の問題性には無自覚だったのではないだろうか。

しかし、70年頃を境に、純潔教育という用語は再び性教育という用語に置きかわっていく。その背景には、女性解放運動の影響による「純潔」という言葉への批判や性をめぐる価値観が多様化していったことによると考えられる。「純潔」は、まさに女性にのみ押しつけられてきた性道徳規範であり、それは、女性の性を抑圧し、男女の対等・平等な関係を阻害してきた「性の二重規範」を象徴する言葉だったからである。

〔注〕

- 1) 田代美江子「戦後改革期における『純潔教育』」日本女子大学教育史研究会『教育史再構成の試みー入江宏先生退職記念論集ー』2000年、p.85-99。
- 2) 田代美江子「敗戦後日本における『純潔教育』の展開と変遷」、橋本紀子・逸見勝亮編『ジェンダーと教育の歴史』川島書店、2003年、p.213-239。
- 3) 保健教育研究会編『現代保健学習指導事典』大修館書店、1984年、p.3。
- 4) 文部省社会教育局『社会教育における純潔教育の概況』1967年、p.157。

5) 同上、p.158。

6) 松田岩男、小倉学、高石昌弘編著 現代教科教育学大系 8 健康と運動 第一法規出版 1974 年。

7) 前掲、田代美江子「敗戦後日本における『純潔教育』の展開と変遷」参照。

8) 第 1 回全国純潔教育研究集会の主催校だった、一条中学校の教師に対する聞き取り調査によると、開催準備段階では、「せいぜい 100 人くらいはくるかな、どうかな」と思っていたという。実際は、1200 人を越え、模擬授業の見学者は廊下にまであふれていたという。

9) 黒川義和、藤本巖、安井庸之助『性教育学』（明示図書、1971 年）に掲載。研究学校については、兵庫県立教育研究所が、1969 年 9 月現在で全国都道府県・指定都市教育委員会に照会して得られた回答を基本としている。

〔主な参考文献〕

- ・勝田守一〔ほか〕編 岩波講座教育第 6 巻 日本の学校第 3 - 教科篇 2 岩波書店 1953
- ・文部省〔著〕中学校保健体育指導書 開隆堂出版 1959.9
- ・岩波講座現代教育学第 1 4 巻 身体と教育 岩波書店 1961
- ・前川峯雄ほか編 教育学全集 第 10 身体と教育 小学館 1968
- ・植村肇著 学校保健と保健科教育法 東山書房 1970
- ・小倉学、浜田靖一編 保健体育科教育法 各科教育法双書 改訂版 学文社 1972
- ・日本学校保健会／編 学校保健百年史 第一法規出版 1973
- ・松田岩男、小倉学、高石昌弘編著 現代教科教育学大系 8 健康と運動 第一法規出版 1974
- ・大塚正八郎〔ほか〕編著 新・保健科教育法 講談社 1974
- ・小倉学、森昭三編著 現代保健科教育法 大修館書店 1974
- ・能美光房〔ほか〕著 保健科教育法 家政教育社 1975

・元山正〔ほか〕著 保健科教育法 光生館 1977.4

・東洋〔ほか〕執筆 教育学全集 10 身体と教育 増補版 小学館 1979.3

・保健教育研究会編 現代保健学習指導事典 大修館書店 1984

・吉田瑩一郎著 保健科教育法 新訂(2 版) 教育出版 1991.4

・『純潔教育基本要綱 附 性教育のあり方』文部省純潔教育委員会 1949.

・大島正雄/大塚二郎/木村武子/木村萬平/小見山栄一/富沢功/福岡武男/堀秀彦/望月衛『性教育はどのように行うか』講学館.1953.

・岩原拓(学校衛生研究局長)『学校における純潔教育の理論と実際』第 1 出版株式会社.1951.

・文部省社会教育局『社会教育における純潔教育の概況』1967.

※本稿は、2005 年 10 月 9 日、教育史学会代 49 回大会(於：東北大学)で報告したものである。